国立大学法人電気通信大学研究教育マネジメント職員に関する規程

制定 令和3年9月13日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則(以下「就業規則」という。)第3条第3号に規定する研究教育マネジメント職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 研究教育マネジメント職員は、電気通信大学の研究教育力強化に資する調査、分析、 企画、研究者への支援等の業務を行うとともに、研究教育戦略の実現に向けた総合的な取 組みを推進するものとする。

(職位)

- 第3条 研究教育マネジメント職員は、別に定めるところにより当該職位及び職階に求める能力スキル等に応じて、次のとおり区分する。
 - (1) 特定助教 (アシスタントURA)
 - (2) 特定講師 (アソシエイトURA)
 - (3) 特定准教授 (チーフURA)
 - (4) 特定教授(シニアURA)
 - (5) 特定教授 (プリンシパルURA)

(評価)

- 第4条 研究教育マネジメント職員は、その業務実績に基づき評価を受けるものとする。
- 2 研究教育マネジメント職員の人事評価に関する実施内容、実施体制、評価結果の活用その他必要な事項は、役員会の議を経て、学長が定めるものとする。

(選考)

第5条 研究教育マネジメント職員の選考は、別に定める「国立大学法人電気通信大学研究教育マネジメント職員の選考に関する規程」により行う。

(本給の決定等)

第6条 研究教育マネジメント職員の本給の決定等については、就業規則第3条第1号に 定める教育研究職員の例を準用する。この場合において、「教授」、「准教授」、「講師」又 は「助教」の適用については、それぞれ「特定教授」、「特定准教授」、「特定講師」又は「特 定助教」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究教育マネジメント職員に関し、必要な事項は学 長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。